

各務原市まちづくり活動助成金 令和3年度事業 応募受付、はじまります！

＼市民一人ひとりが幸せを実感できるまちづくり／

「各務原市まちづくり活動助成金」は、市民の皆様が知恵を出し合い力を合わせて地域の課題解決をする「市民によるまちづくり活動」の促進と、NPOや市民活動団体の成長を目的とする、団体向けの助成金です。

※この助成制度は、市議会において該当予算の議決が前提となります。

まちづくり活動ってどんな活動？

地域の方々を巻き込み、地域課題の解決を図りながら、自分たちの手で、暮らしやすい各務原を実現していく活動です。

「暮らしやすい各務原」の基準は、ひとそれぞれ。
あなたにとっての「暮らしやすい」を実現するために必要な活動を、提案&実施してください。

＼このマークが目印です／



説明会を開催します

会場およびWEB観覧でご参加いただけます。事前にお申し込みいただいた方に、観覧用のURLをお知らせします。

参加ご希望の方は、市役所まちづくり推進課まで メール・FAX・電話 でお申し込みください。

お申し込みの際は、「お名前」「メールアドレス」「ご住所」「お電話番号」「所属団体名」をお知らせください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、主催者判断にてWEB観覧のみの開催とさせていただきます場合があります。

※お申し込みがない方も当日会場でご参加いただくことは可能ですが、体調に不安のある方はWEB観覧をご活用ください。

※会場ではマスクを着用し、咳エチケットにご協力をお願いします。また、水分補給以外の飲食はご遠慮ください。

開催日時・場所

令和2年
10月3日(土)
午前10時～11時30分
産業文化センター2階第3会議室

＼まちづくり活動のご相談、随時受付中！／

まちづくり推進課では、まちづくり活動助成金の利用有無にかかわらず、電話・メール・対面で活動のご相談に応じています。

まだどんな活動をしようか決まっていなくても、お気軽にご相談ください。

申込先

各務原市役所 市長公室 まちづくり推進課

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

TEL: 058-383-1997(直通) FAX: 058-382-7110

MAIL: machidukuri@city.kakamigahara.gifu.jp

メールはこちらから↓



活用してください！まちづくり活動助成金

▼「まちづくり活動助成金」には、2種類の助成金があり、それぞれ1事業につき2年間の助成が受けられます。

1. スタート助成

これから設立する方もご相談を！

設立後3年未満の団体向け

	1年目	2年目
助成率	2/3以内	1/3以内
助成金限度額	100,000円	50,000円
助成回数	1団体につき1年に1度まで 同一事業に対し通算2年まで	
対象経費	事業に必要な経費（食糧費は除く）	
設立年数	設立後3年未満の団体	
審査方法	書類審査	
事業報告	公開活動報告会	

注：この助成は2年目の交付を保証するものではありません。
2年目の交付を希望する場合は再度応募していただきます。

2. まちづくり助成

既に活動を続けている方はこちら！

設立後3年以上の団体向け

	1年目	2年目
助成率	2/3以内	1/3以内
助成金限度額	300,000円	150,000円
助成回数	1団体につき1年に1度まで 同一事業に対し通算2年まで	
対象経費	事業に必要な経費（食糧費は除く）	
設立年数	設立後3年以上の団体	
審査方法	書類審査+公開プレゼンテーション ※公開プレゼンテーションは1年目のみ	
事業報告	公開活動報告会	

注意事項
過去にスタート助成・まちづくり助成を終了した事業と同一事業での応募、助成を終了した年度の翌年度の応募はできません。

▼「まちづくり活動助成金」に対象となる事業、応募資格のある団体は以下の通りです。

【応募資格団体】 次の全ての条件を満たす団体が対象です。

- ①市内でまちづくり活動を行うもの。
- ②定款または規約、会則を有すること。
- ③各務原市民が5人以上の構成員を有すること。
- ④NPO法人の場合は、主たる事務所が各務原市内にあること。

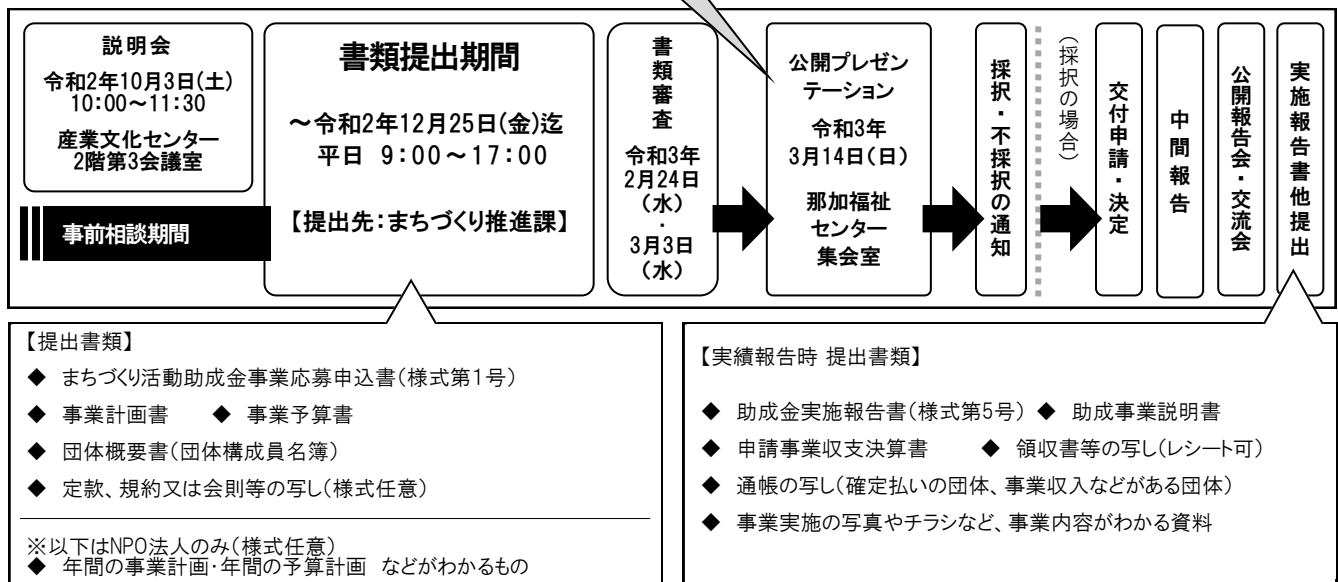
【助成対象となる事業】 次の全ての条件を満たす事業が対象です。

- ①市内で実施され広く市民に開かれ、地域や社会に貢献するまちづくり活動であること。
- ②当該年度の助成金実施期間中に、自ら企画・運営及び実施すること。
- ③営利を目的としないものであること。
- ④宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するものでないこと。
- ⑤政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対するものでないこと。
- ⑥特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反するものでないこと。
- ⑦各務原市から他の補助金や交付金などを受けていないこと。
- ⑧暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有するものが関与しているものでないこと。

「まちづくり助成1年目」に申請される団体の方は、審査対象として
公開プレゼンテーションに参加していただきます



▼手続きの流れ・提出書類について



各務原市役所 市長公室 まちづくり推進課

【電話】 058-383-1997(直通) 【FAX】 058-382-7110

【E-mail】 machidukuri@city.kakamigahara.gifu.jp

【URL】 <http://www.city.kakamigahara.lg.jp>

応募をお考えの団体の方は、事前に「まちづくり推進課」までご連絡ください。

